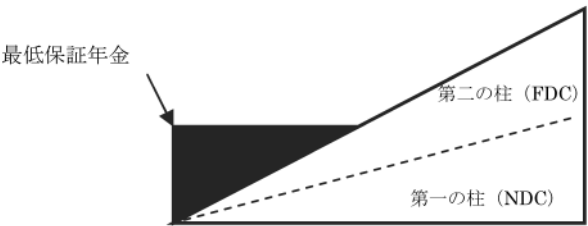


国名	ポーランド
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	 <p>最低保証年金</p> <p>第二の柱 (FDC)</p> <p>第一の柱 (NDC)</p>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農民や司法関係者などの特別年金制度の加入者を除いて、一般の被用者や自営業者は、一般公的年金制度への加入が義務付けられている。そのうち、1949年以降の出生者は、下記の「三本柱」からなる新しい年金制度（99年創設）に加入。それ以前の出生者は、確定給付・賦課方式型の旧年金制度に継続加入。</li> <li>第一の柱（みなし拠出建て賦課方式NDC）：◎（強制加入）</li> <li>第二の柱（拠出建て積立方式FDCあるいはNDC）：◎（強制加入）</li> <li>第三の柱（私的年金）：△（職域年金あるいは個人年金に任意加入）</li> </ul>
<p>保険料率 (2014年7月以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の保険料率：19.52%（被用者は労使折半）。ただし、保険料の支払先の構成は、以下の2つの選択肢から被保険者が選択する。</li> <li>① ZUS(社会保険庁)本口座(12.22%)，ZUSサブ口座(4.38%)，公開年金基金(2.92%)</li> <li>② ZUS本口座(12.22%)，ZUSサブ口座(7.30%)</li> <li>*なお、「ZUS本口座」への保険料は「第一の柱」の財源。「ZUSサブ口座」と「公開年金基金」への保険料は「第二の柱」の財源。</li> </ul>
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性は65歳以降，女性は60歳以降，加入者が自由に選択。同年齢は2013年1月より徐々に引き上げられ，男性は2020年に67歳，女性は2040年に67歳になる予定。</li> </ul>
<p>基本受給額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均受給月額（2014年）は2043.11PLN（約6万1千円，1PLN=30円で換算）。平均賃金（社会保険料控除後所得）の61.8%。</li> <li>・なお，新制度の受給者は，女性が2009年，男性2014年に始まった。新制度の所得代替率は今後低下していくとみられている。</li> </ul>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NDC：<math>P=K/G</math>（ZUS本口座とZUSサブ口座） <ul style="list-style-type: none"> <li>・P：年金給付額，K：年金権総額（拠出した年金保険料総額+みなし運用収益総額）</li> <li>G：退職時の年齢から推計される平均余命</li> <li>・みなし運用利回りは、「総賃金上昇率」及び「名目GDP成長率」を用いる</li> </ul> </li> <li>・FDC：（公開年金基金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人口座に支払った保険料を金融市場で運用し，基本的には引退時にその積立金で終身年金を購入。</li> </ul> </li> </ul>
<p>所得再分配</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税財源による「最低保証年金」において所得再分配</li> <li>・NDCとFDCでは，自ら拠出した保険料は，退職後の保険原理による部分を除けば，再分配されないのが原則。ただし，NDC本口座部分では，加入者が支給開始年齢前に死亡しても年金権は相続されないこと，NDCの給付算定において平均余命に男女の区別がないこと，などは所得再分配の要素となっている。</li> </ul>
<p>公的年金の財政方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一の柱：NDC</li> <li>・第二の柱：FDCとNDC</li> </ul>
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低保証年金の財源は国庫負担。また，失業手当受給期間，出産・育児休暇期間，強制兵役期間，家族への介護期間は，国庫負担によって保険料が支払われる。</li> </ul>
<p>年金制度における最低保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第一の柱」と「第二の柱」からの給付額合計が，政府の最低保証水準に満たない場合は，最低保証年金によって補填。財源は，租税による。</li> <li>・現在の最低保障水準（2015年3月1日現在）は，月額880.45PLN（約2万6千円）。これは，平均老齢年金額の43.1%，最低賃金の52.4%に相当。最低年金の受給者は，年金受給者の6.0%にのぼっている。</li> </ul>
<p>無年金者への措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金制度の枠内ではないが，公的扶助で対応。</li> </ul>
<p>公的年金と私的年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第一の柱」と「第二の柱」は強制加入の公的年金。</li> <li>・「第三の柱」は，任意加入の職域年金と個人年金。しかし加入者が少なく低調。</li> </ul>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年，NDC及びFDCの個人勘定口座について明細書を被保険者に送付。</li> </ul>

## ポーランドの年金制度

藤森克彦 (みずほ情報総研(株) 主席研究員)

### 1. 制度の特色

ポーランドは、1999年に「みなし拠出建て方式 (Notional Defined Contribution: 以下NDC)」を取り入れた新しい年金制度を導入した。新制度は三本柱で構成されており、強制加入の「第一の柱」「第二の柱」と、任意加入の「第三の柱」から構成されている。「第一の柱」はNDCで運営され、「第二の柱」はFDC (拠出建て積立方式, Funded Defined Contribution: 以下, FDC) とNDCで運営されており、これらが公的年金となっている。「第三の柱」は、任意加入の企業年金や個人年金となっている。

NDCとFDCを組み合わせた公的年金としてはスウェーデンが有名であるが、ポーランドも同様の年金制度を導入しており、その制度設計はスウェーデンよりもシンプルになっている。この点、ポーランドのNDC (第一の柱) は、みなし運用利回りとして「総賃金上昇率」を用いているところが特徴である。総賃金上昇率は、「一人当たり名目賃金上昇率」と「就業人口上昇率」の和である。つまり、景気悪化によって賃金が低下したり、就業人口が減少すれば、みなし運用利回りが自動的に低下して運用収益が抑制される仕組みになっている。これに対してスウェーデンでは、「一人当たり名目賃金上昇率」をみなし運用利回りとし、就業人口の増減に対しては年金資産と債務をバランスさせる「自動安定装置」で対応している。ポーランドでは、就業人口の増減がみなし運用利回りに反映されており、「自動安定装置」は設定されていない。

なお、2011年4月にFDC保険料率を削減する一方で、NDC保険料率を高める改正がなされた。そして、既存のNDC保険料率部分は、これまで通り総賃金上昇率をみなし運用利回りとするが、NDC保険料の増率部分には、GDP成長率をみなし運用利回りとするとなっている。

NDCを導入したメリットとして、①GDPに占める年金支出割合をどの時代・世代においても一定にでき、少子高齢化が進展しても現役世代の負荷を高められないこと、②NDC (第一の柱) とFDC (第二の柱)

を組み合わせることで分散投資の効果を期待できること、③NDCとFDCでは拠出と負担の関係が明確であり、保険料納付意欲や就労継続意欲を高めること、といった点があげられる。

### 2. 沿革

ポーランドの年金制度は、第一次大戦と第二次大戦の戦間期に始まり、1950年代までに賦課方式による年金制度となった。一般被用者が加入する一般的な年金制度と、鉄道職員や職業軍人などを対象にした職域ごとの特別な年金制度があり、その後公的年金は地方の人々も包括していった。80年代末において、公的年金の所得代替率は70%を超えていた。

89年の共産党政権の崩壊後、資本主義への体制転換が始まった。「ショック療法」と呼ばれる急速な自由化が進められた結果、ハイパーインフレ、金融引締めに伴う景気後退、大量の失業者が生じ、90年代前半のポーランド経済は深刻な状況に陥った。

こうした不安定な経済情勢は、年金財政にも影響を与えた。具体的には、90年代初頭に大量に発生した失業者の減少を目的に「早期退職制度」が導入された。これは年金受給者の急増を招いて、年金財政悪化の一因となった。

そこで96年に、抜本的な年金改革を唱える労働大臣の下、世界銀行高官や大学教授を入れた年金改革チームが結成された。97年に同チームは、NDCを取り入れた「三本柱」から構成される年金改革案を政府に提出し、99年1月から新しい老齢年金制度が導入された。

その後2011年4月になると、FDC保険料率を引き下げ一方で、NDC保険料率を高める改正がなされた。そして2014年2月には、財政赤字を削減するため、「第二の柱」においてFDCで運用する積立金のうち、国債で運用した資金部分を社会保険庁 (ZUS) に移管して、NDCで運用していくことになった。社会保険庁に移管された積立金は、基本的には現在の高齢者の給付になる (賦課方式)。ただし、社会保険庁に移管した保険料部分は、NDC個人勘定口座の本口座とは別に、「サブ口座」に記録される。

なお、現段階では公的年金の受給者の大半は、旧制度加入者になっている。というのも、新制度は1949年以降に生まれた者を対象とするため、新制度

による給付の開始は、女性は2009年から始まり、男性は2014年から開始されたばかりである。男女の支給開始時期が異なるのは、男女で支給開始年齢に5歳の違いがあるためである。

### 3. 制度体系の概要

#### (1) 三本柱

ポーランドでは、一般被用者、農協職員、フリーランサー、農業以外の従事者、議会議員を対象にする一般的な公的年金と、農民、裁判官・検察官、及び1998年末までに職業軍人や警察官であった人を対象に、職域ごとに設立されている特別年金制度がある。

一般的な公的年金は99年に年金改革が行われ、新制度が導入された。新制度の加入者は、1949年1月1日以降の出生者を対象として、それ以前の出生者は、旧来の確定給付・賦課方式型の年金制度に継続加入している。

新制度は三本柱で構成され、NDCで運営される「第一の柱」と、FDCとNDCで運営される「第二の柱」は強制加入となっている（図表1）。設立当

初から2011年4月までの保険料率は19.52%（労使折半）であり、うちNDC部分12.22%、FDC部分7.3%となっていた。

なお、新制度加入者のうち1949年1月1日～68年12月31日の出生者に対しては、特例的に「第二の柱」に加入せずに「第一の柱」に保険料全額を納付する選択肢が付与された。これは、同世代ではFDCへの保険料拠出年数が短いために、市場で保険料を運用する「第二の柱」に加入するリスクが高いと考えられたためである。ちなみに、同世代の47%が特例措置を選択し、「第一の柱」に対してのみ保険料を拠出している。

その後2011年5月に、全体の保険料率は19.52%のまま、FDCの保険料率を7.3%から2.3%に引き下げる改正が行われた。2008年のリーマンショック以降、悪化した国家財政を建て直すためである。なお、NDC個人勘定口座は、「本口座」と「サブ口座」に分けて管理され、NDC保険料の引き上げ分5%はサブ口座で管理される。その上で、本口座に記録された保険料は、従来通り「総賃金上昇率」をみなし運用利回りとし、サブ口座に記録された保険

（図表1）「三本柱」の概要（2014年7月以降）

	普遍的な（強制加入）年金制度			任意加入の年金制度
	第一の柱(NDC)	第二の柱(NDCとFDC)		第三の柱
加入形態	強制	強制		任意
財政方式	賦課方式	賦課方式と積立方式		積立方式
給付の決め方	拠出建て	拠出建て		拠出建て
保険料	12.22% (労使折半)	7.30% (労使折半)		
個人勘定口座 と保険料率の 内訳 <sup>(注1)</sup>	NDC個人勘定口座		FDC個人勘定口座	一般の個人勘定口座
	本口座	サブ口座		
	12.22%	選択肢1 4.38%	2.92%	
		選択肢2 7.30%	—	
運用利回り	総賃金上昇率 (非市場運用)	GDP成長率 <sup>(注2)</sup> (非市場運用)		金融市場 運用利回り
運営	公	公		民 (公開年金基金)
社会的目的	基礎レベルの給付	基礎レベルの給付		より高い水準 の給付

(注) 1. 2011年4月以前の保険料率は、NDC12.22%、FDC7.3%であったが、その後、保険料率の改正が行われ、2011年5月～2012年12月はNDC17.22%（本口座12.22%、サブ口座5.0%）、FDC2.3%となった。さらに数回改正がなされ、上記は、2014年7月以降の保険料率。

2. 5年間の平均名目GDP成長率。

(資料) ZUS, Social Insurance in Poland, 2015, p.54などを参考に筆者作成。

料は「GDP成長率」をみなし運用利回りとした。

さらに、2014年2月には、「第二の柱」の公開年金基金に積み立てられた積立金総額のうち、国債で運用していた部分（積立金総額の51.5%に相当）を社会保険庁に移管した。これによって、財務省は財務省証券を自ら取得することになり、見かけ上財政赤字を軽減できる。

そして、2014年7月以降、全体の保険料率19.52%は変えないまま、保険料の支払先については、2つの選択肢から被保険者が選択することになった。選択期間は、2014年4月～7月であった。

①ZUS本口座(12.22%), ZUSサブ口座(4.38%), 公開年金基金(2.92%)

②ZUS本口座(12.22%), ZUSサブ口座(7.30%)

なお、「ZUS本口座」への保険料は「第一の柱」の財源となる。また、「ZUSサブ口座」と「公開年金基金」への保険料は「第二の柱」の財源となる。つまり、第二の柱は、全てNDCによる運用とするか、NDCとFDCの組み合わせによる運用とするかを選択する。

「第三の柱」は、任意加入の職域年金、個人年金となっている。具体的には、「職域年金プログラム(Occupational Pension Program)」とよばれる職域年金と「個人退職口座(Individual Retirement Account)」「個人年金保障口座(Individual Pension Security Account)」とよばれる個人年金が設置されている。

#### (2) 最低保証年金(Guaranteed Minimum Pension)

「第一の柱」と「第二の柱」から得られる年金給付額が、政府の保証する最低水準よりも低い場合には、最低保証年金から不足額が補填される。最低保証年金の財源は、一般会計である。

最低保証のレベル(2015年3月1日現在)は、月額880.45PLN(約2万6千円, 1PLN=30円で換算。以下同じ)に設定されている。これは、平均年金給付額の43.1%, 最低賃金の52.4%に該当する。最低保証年金受給者は、年金受給者の6.0%を占めている(2015年3月1日現在)。

なお、最低保証年金の受給資格として、保険料拠出年数は男性25年間、女性20年間が必要である。

## 4. 給付算定方式, スライド方式, 支給開始年齢

### (1) 第一の柱

「第一の柱」は、NDC個人勘定口座の「本口座」に拠出された保険料(12.22%分)をNDC(みなし拠出建て方式)で運用していく。年金給付額(P)は、退職時点までに各自のNDC個人勘定「本口座」に記録された「年金権総額(拠出した年金保険料総額+みなし運用収益総額)」(K)を、退職時の年齢から推計される「平均余命」(G)で除して定められる( $P=K/G$ )。

本口座に記録された年金保険料(12.22%)部分は、「総賃金上昇率(=一人当たり名目賃金上昇率+就業人口上昇率)」をみなし運用利回りとして複利で年金権が算出される。なお、本口座における保険料の記録(年金権)は、加入者が死亡しても相続されない。

「みなし拠出建て方式(Notional Defined Contribution: 以下NDC)」の大きな特徴は、NDC個人勘定口座(本口座のみならずサブ口座も同様)に拠出された保険料は、そのまま高齢者の給付となっているにも関わらず(賦課方式)、あたかも積立しているかのようにみなして、記録された年金保険料総額にみなし運用利回り(総賃金上昇率)を用いて、非市場で運用する点である。

支給開始年齢については、男性65歳、女性60歳の誕生日以降であれば、加入者が自由に選択できる。年金額を増やすには、就労期間を延ばして支給開始年齢を遅らせることで対応できる。ただし支給開始時期は、第二の柱と同一の時期としなくてはならない。

なお、退職時に定められた年金額は、前年度の消費者物価指数でスライド調整していくが、少なくとも、前年度の実質賃金上昇率の5分の1は下回らないようにする。

### (2) 第二の柱

「第二の柱」は、二つの部分から構成されている。一つは、NDC個人勘定口座の「サブ口座」に拠出された保険料部分(2.92%)について、NDCで運営していく。サブ口座に拠出された保険料は、そのまま高齢者の給付となっているにも関わらず(賦課



方式)、あたかも積立しているかのようにみなして、記録された年金保険料総額にみなし運用利回り(GDP成長率)を用いて、非市場で運用する。直近5年間の「平均名目GDP成長率」をみなし運用利回りとして年金権が算出される。また、サブ口座における保険料の記録(年金権)は、加入者が死亡すれば、相続人に相続される。

もう一つは、被保険者は各自のFDC個人勘定口座に保険料を積み立てていき、積み立てた保険料を金融市場で運用する方式である。退職時になると、加入者は拠出した保険料総額と運用益の全額を用いて、新たに設立された年金会社から終身年金を購入する。終身年金の給付水準は、男女を合わせた平均余命を用いて計算される。

なお、2014年7月以降、第二の柱の保険料率(7.3%)の運用方式については、選択制が設けられた。すなわち、被保険者は「第二の柱」の保険料について、①社会保険庁のサブ口座に保険料4.38%を拠出してNDCで運用する方式、公開年金基金に2.92%を拠出してFDCで運用、②社会保険庁のサブ口座に7.3%を拠出して、NDCのみで運用する方式、の2つの方式から選ぶようになった。選択期間は、2014年4月～7月までであった。

## 5. 負担、財源

老齢年金(第一の柱、第二の柱)の財源は、保険料収入によって賄われている。保険料率は19.52%(被用者であれば労使折半)であり、長期に固定される。また、保険料算定の基礎となる個人の賃金には上限が定められており、全国平均賃金の250%を超える部分には保険料が課せられない。

2011年4月までは、保険料19.52%のうち、12.22%は「第一の柱(NDC)」, 7.3%は「第二の柱(FDC)」に割り振られていた。これは、将来の年金給付が、「第一の柱」と「第二の柱」からほぼ50%ずつ得られるように設計されたものであった。スウェーデンに比べて、市場で資金を運用する「第二の柱」の割合が高いことがポーランドの年金制度の一つの特徴であった。

しかし、2008年のリーマンショック以降、国家財政が悪化したため、旧年金制度を含めた老齢年金の財政赤字を早期に抑制する必要性が生じた。そこで政

府は、2011年5月に第二の柱(FDC)の保険料率を7.3%から2.3%に引き下げて、削減した5%分の保険料率を第一の柱(NDC)に加算する改正を行った。この改正の結果、NDCの保険料率は17.22%、FDCの保険料率は2.3%となった。

さらに、2014年2月には、財政赤字を軽減するため、「第二の柱」においてFDCで運用する積立金のうち、国債で運用した資金部分を社会保険庁(ZUS)に移管して、NDCで運用していくことになった。ただし、NDC個人勘定口座の本口座とは別に、「サブ口座」に記録される。

なお、保険料率の改訂が行われてきたが、NDCの保険料率の上昇に応じて、FDCの保険料率が低下するので、NDCとFDCの保険料率の合計が19.52%であることは変わらない。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

### (1) NDC

「第一の柱」は、NDCによって運営されている。資金の流れは賦課方式と同様であり、保険料は、現在の高齢者の年金給付に充てられる。しかし、拠出した保険料は「NDC個人勘定口座」に記録されていく。その上で、実体資産は高齢者への給付となって存在しないにもかかわらず、概念上あたかも積立金があるかのようにみなして、「みなし運用利回り」を用いて運用収益も記録していく。

NDC保険料のうち、本口座に拠出された12.22%部分には、みなし運用利回りとして「総賃金上昇率」が採用されている。総賃金上昇率は、「一人当たり名目賃金上昇率」と「就業人口上昇率」の和である。景気の悪化によって名目賃金上昇率が低下したり、あるいは就業人口が減少すれば、みなし運用利回りが低下して、給付が抑制される。総賃金上昇率をみなし運用利回りとすることによって、GDPに占める公的年金支出の割合が一定になる。

一方、16.60%のうちサブ口座に拠出された4.38%部分(2014年7月以降)は、直近5年間の「平均名目GDP成長率」をみなし運用利回りとする。

そして退職時に、拠出した年金保険料とみなし運用収益の総額を、退職時の年齢から推計される「平均余命」で除して年金額が決定される。決定した年金額を、本人は死亡するまで受給することができる。

その財源は現役世代の保険料であり、賦課方式で運営される。

このように経済悪化リスク、少子化リスク、長寿化のリスクは、高齢者の年金給付で調整されるので、こうしたリスクが発生しても年金給付を現役世代の保険料負担能力の範囲内に抑えることができる。

(2) FDC

第二の柱に支払われた保険料のうち、「公開年金基金 (Open Pension Fund)」と呼ばれる民間基金に拠出された保険料 (2.92%部分) は、積立方式で金融市場にて運用される。加入者は1,656万人おり (2015年末)、被保険者は予め12個の公開年金基金の中から一つを選び、そこに保険料が積立てられていく。そして各基金の資産運用は株式会社である「年金ソサエティ」に任される。退職時になると、加入者は拠出した保険料総額と運用益を用いて、終身年金 (life annuity) を購入していく。

各基金の資産運用には、厳格なルールが定められている。例えば、2014年2月以前には、株式投資は資産の40%以下、投資信託は資産の20%以下、海外投資は資産の15%以下 (2011年5月に改正、それ以

前は5%以下) といった制限があった。なお、2014年2月に、公開年金基金の積立金のうち国債による運用部分については、社会保険庁に移管された。その際、公開年金基金による国債への投資が禁止されている。

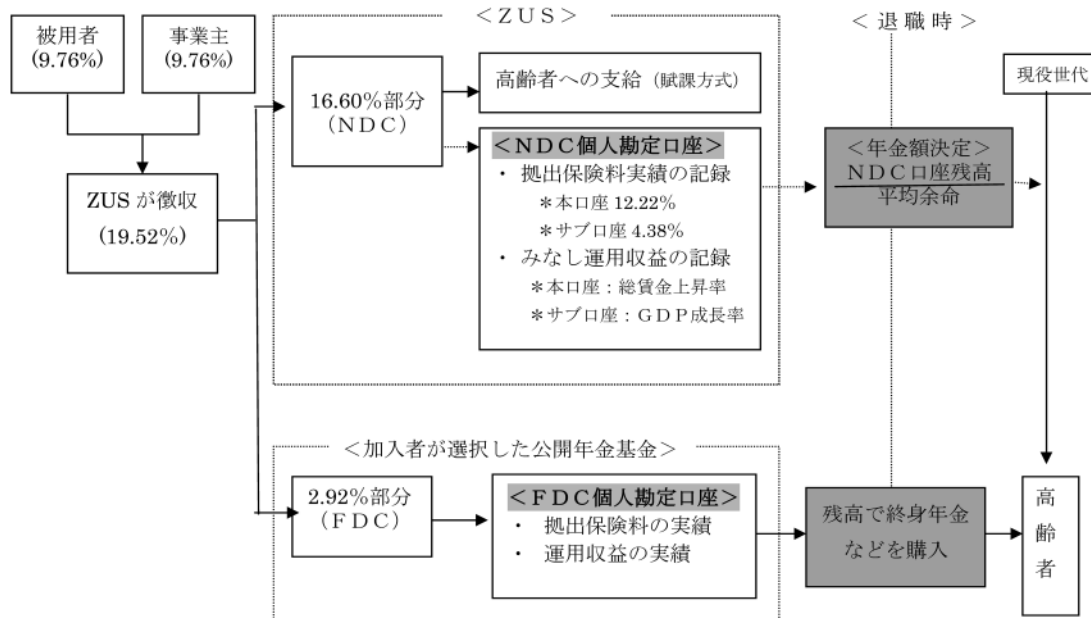
公開年金基金に積み立てられたネット年金資産額は、2014年12月末で1,485億PLN (約9.4兆円) である。新制度発足以降、年金資産が増加していたが、2014年2月の積立金のうち国債の運用部分が移管されたため、積立金は半減した。

7. 制度の企画、運営体制

年金制度の企画は、社会政策省が担当する。また、「第一の柱」と「第二の柱」の保険料徴収などについては社会保険庁 (Social Insurance Institution : ZUS) が行う。

「第二の柱」のうち、FDCによる運用部分は、加入者の保険料を積み立てる「公開年金基金」と、同基金の資産を運用する「年金ソサエティ」によって運営されている。年金ソサエティは、公開年金基金の年金資産の運用を行うための株式会社であり、各年金ソサエティは一つの公開年金基金の資産しか運

(図表2) ポーランドのNDCとFDCのキャッシュフロー (2014年7月以降)



(注) 1. ZUSは、ポーランドの社会保険庁  
 2. 「第一の柱」はNDC個人口座の「本口座」に拠出された保険料を財源。「第二の柱」は、NDC個人口座の「サブ口座」に拠出された保険料と、FDC個人勘定口座に拠出された保険料を財源。  
 3. 上記は、被保険者が、ZUS本口座 (12.22%)、ZUSサブ口座 (4.38%)、公開年金基金 (2.92%) を選んだ場合。もし被保険者が、ZUS本口座 (12.22%)、ZUSサブ口座 (7.30%) を選んだ場合には、FDCに資金は流れなくなる。

(資料) 各種資料により筆者作成。

用できない。

この他、加入者の資産を守るために、「ポーランド金融監督庁 (The Polish Financial Supervision Authority: KNF)」が公的な監督機関となっている。

## 8. 私的年金

第三の柱は、任意加入となっており、積立方式で民間が運営する私的年金である。99年に労使が保険料を支払う「職域年金プラン (PPE)」とよばれる企業年金が設立され、2014年12月末には38万人が加入している。また、2004年から「個人退職プラン (IKE)」とよばれる個人年金が設置され、2012年には82.4万の口座がある。そして2012年1月から「個人退職口座 (IKZE)」とよばれる新たな個人年金が設置され、2014年には52.8万口座となった。

しかし、任意加入の「第三の柱」の加入者は労働力人口の1.3%にすぎない (2010年末現在)。この背景には、職域年金プランや個人年金プランの税制優遇措置が不十分であることや、「第三の柱」に加入するだけの資金的余裕のない人が多いことなどがあげられている。

## 9. 最近の議論や検討の動向, 課題

### (1) NDCとFDCの保険料率の改正 (2011年5月)

政府は、2011年5月にFDCの保険料率を7.3%から2.3%に引き下げて、削減した5%分の保険料率をNDCに加算するという改正を行った。この背景には、リーマンショック以降の国家財政の悪化を受けて、老齢年金の財政赤字を早期に削減する必要があった。また、ポーランドは2004年にEUに加盟し、一般政府の累積債務残高を60% (対GDP比) 以下に抑えることが求められていた。2010年のポーランドの債務残高は7,530億PLNであり、対GDP比の53.3%にのぼっていた。

それでは、なぜ老齢年金で財政赤字が生じたのか。そもそも99年の新制度発足時に、社会保険料率を据え置いたまま、賦課方式で運営してきた旧年金制度を、賦課方式 (NDC) と積立方式 (FDC) を組み合わせた新制度に移行した。このため、FDCの保険料率分だけ、高齢者の年金給付に向かう資金が減少し、このため、年金財政の赤字が拡大したのである。改革当初は、国営企業の売却益や他の財政的措

置によって不足分を穴埋めする予定であったが、見通しが甘く、実際には国債発行によって賄われてきた。IMFによれば、FDCの創設による老齢年金の収支不足は2000年から2010年にかけて毎年1.5~2.0% (対GDP比) にのぼると指摘されている。

また、新制度では、公的年金の保険料率を固定しているため、保険料を引き上げることができない。そこで、全体の保険料率は変更せずに、FDCの保険料率を引き下げて、その分NDCの保険料率に加算した。将来の自らの年金となる積み立てる部分を減らして、現在の高齢者の年金給付の財源にすることで老齢年金の財政悪化を抑制したのである。

財務省は、この改革によって一般政府の単年度財政赤字 (対GDP比) は2010年の7.9%であったのが、2011年は5.6%、2012年は2.9%になると見込んでいた。しかし実際には、同割合は2011年5.0%、2012年3.9%、2013年3.9%であり、想定どおりには低下しなかった (European Commission)。一般政府の累積財政赤字 (対GDP比) も、2010年54.8%であったのが、2011年56.2%、2012年55.6%、2013年55.6%、2013年57.5%、と上昇した。

### (2) 公開年金基金の積立金の一部について社会保険庁へ移管 (2014年2月)

上記のように、財政悪化に歯止めがかからないことから、ポーランド政府は、2013年12月に更なる対策を決定し、2014年2月に実施した。具体的には、「第二の柱」における14個 (2015現在は12個) の「公開年金基金」に積み立てられた積立金総額のうち、国債で運用していた部分 (積立金総額51.5%) を社会保険庁に移管した。これによって、財務省は財務省証券を自ら取得することになり、見かけ上の国債が軽減することになる。なお、移管された資産については、政府が各自への年金給付の支払いを保障しなくてはならない。一方、公開年金基金は、今後国債に投資することが禁止される。

この改革によって、ポーランドの累積公的債務残高 (対GDP比) は、8%ポイント低下した。

一連の改革については、長期的には、安易な財源確保は財政健全化へのインセンティブを低下させるという批判的な見方がある。また、NDCは賦課方式なので、政治家との将来給付の約束にゆだねるこ

となり、かえってリスクが高いという指摘もみられる。さらに、積立金が減少すれば国内の資本市場に流通する資金が減少し、資本市場の発展を損なうのではないかという懸念も出されている。

なお、公開年金基金の資産の一部を社会保険庁に移管すること、公開年金基金が国債への投資を禁止されることの合憲性については、裁判所に持ち込まれた。憲法裁判所は2015年11月に、二つの争点はともに合憲であるとの判決を出した。

### (3) 所得代替率の低下

新制度では、今後所得代替率が低下し、高齢者の

生活に影響を与えていくとみられている。旧制度の所得代替率は70%を超えていたが、NDCの導入によって大きく低下していく。特に、若い世代ほど所得代替率の低下幅が大きい。例えば、1950年出生者の所得代替率は男性75%・女性57%と推計されているのに対して、1974年出生者では男性65%・女性46%まで低下する。

NDCの導入によって年金支出を削減できても、税を財源とする社会扶助や最低保証年金を受給する高齢者が増加していく可能性がある。将来的には、年金財政の安定と年金生活者への生活保障のバランスについて調整の可能性があると言われている。